

岩出市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 岩出市は、和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の岩出市内への移住を伴う県内就職を支援するため、和歌山県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して、岩出市に移住する見込みの者が、岩出市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとし、支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、16,000円とする。

(交付回数)

第3条 1人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、第1号及び第2号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内のうちの条件不利地域以外の地域に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 次号アに掲げる要件の全てに該当する企業に就職することが内定して

いること。ただし、大学の卒業年度の6月1日以降の採用選考（オンラインを除く。）で、大学の卒業年度の10月1日以降の内定に限る。

（イ）卒業後に（ア）の内定企業に就職し、岩出市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

（ウ）第5条の規定による申請を行う日に属する年度の6月1日以降において勤務地が和歌山県内に所在する企業への就職活動に参加するための1回分の往復に要した交通費（公共交通機関を利用した場合に限る。）があること。ただし内定企業からその交通費の支給がある場合は、その額を差し引いた自己負担分が16,000円以上であること。

（エ）その他市長が不適当と認めた者でないこと。

（2）就業に関する要件

次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が和歌山県内に所在すること。

（イ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

（ウ）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

（エ）官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

（オ）申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

（イ）県外への転勤がない就業であること。

（交付の申請）

第5条 支援金の申請者は、岩出市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号

）、内定証明書（様式第2号）、自己負担額証明書、交通費の領収書及び本人確認書類に加え、第4条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類（在学証明書、移住元の住民票の除票の写し等）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して交付の可否を決定し、適当と認められた場合は、岩出市地方就職学生支援金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当とされた場合は、岩出市地方就職学生支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、岩出市地方就職学生支援金交付請求書（様式第5号）に振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写しを添付して請求するものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 和歌山県及び岩出市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、その者に対し、岩出市地方就職学生支援金返還請求書（様式第6号）により当該支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

ア 支援金の申請に当たって、虚偽の申請等を行った場合

イ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に岩出市に転入しなかった場合

エ 内定企業に就職した日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

オ 移住した日から3年未満で岩出市から転出した場合

（2）半額の返還

移住した日から3年以上5年以内に岩出市から転出した場合

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、和歌山

県と市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。